

Open Talks! 2月号

Vol.074

Copyright©2016 OTS CORPORATION All Right reserved. Vol.074 発行:2016年2月号 発行人:田中ユウイチロウ
(株)オーディーエスが贈るファッション・アパレル物流通信

昨年広報委員会でアンケートを取った結果「臨海センターの紹介をやって欲しい!」との声を多数頂きました。
皆様にも臨海センターを知って頂きたく今回特集させて頂きますm(_)_m各フロア特色がありOTSでイチバン個性が強いセンターと自負しております。
少しでも興味をお持ちいただければ幸いです♪是非ご覧下さい!!

OTS RINKAI



臨海センターは30周年を迎えるOTS発祥のセンターです!
チームワークが抜群!!パディ(パート)・社員問わずフレンドリーで元気なことが特徴です♪
お客様への挨拶はもちろんですが、パディ・社員どうしの挨拶も盛んです(*^_^*)

* 新JIS絵表示 *

1月号のOpen Talks!でご紹介した「品質課題解決セミナー」の内容を一部ご報告致します!!
今回は洗濯絵表示の旧JIS(JIS L0217)と新JIS(新JIS L0001)の違いについてです。

~旧JIS~

- 【指示表示】
- 家庭における洗濯などの取り扱い方法を指示する為に、繊維製品に表示する時の表示記号及びその表示方法について規定する。
- 【適用範囲】
- 家庭洗濯を対象とする。

~新JIS~

- 【上限表示】
- 繊維製品の取り扱い操作の過程で回復不可能な損傷を起こすことのない最も厳しい捜査についての情報を提供することを目的とし表示記号を規定する。
- 【適用範囲】
- 家庭洗濯と商業洗濯を対象とする。

新取扱い表示記号の表示順序

基本5記号	家庭洗濯の記号	商業洗濯の記号
基本5記号: ①洗濯、②漂白、③乾燥、④アイロン、⑤ドライクリーニング	家庭洗濯: ①漂白、②タンブラー乾燥、③アイロン	商業洗濯: ①ドライクリーニング、②アイロン
実質7記号: ⑥漂白、⑦乾燥、⑧アイロン、⑨ドライクリーニング、⑩漂白、⑪タンブラー乾燥、⑫アイロン		

【記号の表示順序】
取扱い記号は、洗濯⇒漂白⇒乾燥(タンブラー/自然)⇒アイロン仕上げ⇒商業クリーニング(ドライ⇒ウェット)の順に並べて表示

基本5記号①~⑤の順
実質7記号①~⑦の順

5個の基本記号のいずれかが記載されていないときには、その記号によって意味している全ての処理が可能とする。
*実質的に7記号扱いが基本になると想定される

現行から新表示記号への変更(想定)

例:毛100%のセーター(水洗い不可)

現行絵表示: [記号] [記号] [記号]

新絵表示の一例: [記号] [記号] [記号] [記号] [記号]

【変更のポイント】

- 家庭洗濯不可で漂白処理は不可!
- 商業ドライクリーニングの強さは?
- ウェットクリーニングの可否は?

例:毛100%のセーター(洗濯機洗い可)

現行絵表示: [記号] [記号] [記号]

新絵表示の一例: [記号] [記号] [記号] [記号] [記号]

【変更のポイント】

- 中性洗剤、あて布使用などは付記用語で!
- 酸素系漂白剤の使用の可否は?
- 可なら[液体酸素系漂白剤使用]の付記用語
- 家庭洗濯後にタンブラー乾燥は出来るか?

Q: インポートものについて、ウェットクリーニングの可否・程度や漂白処理の酸素系漂白剤の可否等の選択、判断をどうすべきか?

A: 各検査機関で試験にて確認することをお勧め致します。

Q: ウェットクリーニングの可否、基準等あれば教えてください。
素材・アイテムごとの洗濯表示の例が載った一覧表はありますか?

A: ウェットクリーニングの試験方法は、【JIS L 1931_4】に規定されております。
可否基準につきましては、納入先様の基準に準ずる事になると思われます。
※現時点で新取扱い表示記号対応の基準はまだ出ておりません。
素材アイテム別の新表示記号組み合わせ例の一覧は、【取扱い表示記号作成ガイドライン】という冊子(日本アパレルファッション産業協会)があり購入可能です。

Q: 2016年12月1日以降も旧表示で出荷しても問題ないと理解しましたが、それで宜しいでしょうか?

A: 2016年12月以前に現行取扱い表示(旧表示)をなされたものについては、12月1日以降に出荷しても法的には問題ありません。

Q: 旧表示・新表示共に表示して今年の施行前からの使用は可能でしょうか?

A: 消費者庁のパブリックコメント募集結果で(消費者にとって取扱い方法が紛らわしくない限り、新旧両方の洗濯表示記号を表示することは差し支えありません。)との回答がありました。

Q: クリーニング店でのウール製品の表示が今まで石油系のタンブラー乾燥なしで表示していましたが、今後タンブラー乾燥が必要となるのでどう表記すれば良いでしょうか?

A: まずは本当にタンブラー乾燥で問題があるのか確認が必要と思われます。
仮にタンブラー乾燥が出来ない場合には現時点ではドライ取扱い表示は×(ドライクリーニング不可)にするべきと考えられます。

Q: 現時点での新JIS基準での試験は可能でしょうか?

A: 各検査機関で新表示記号に対応した試験基準を進めていると思われます。
各検査機関にお問い合わせ下さい。

疑問点はお気軽にお問い合わせ下さい!

こんな質問を頂きました!

日直 小熊